

平成24年度 第12回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成25年3月21日（火）14時30分から15時26分

2、開催場所：西宮市役所東館8階801会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第22号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について
議案第23号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について
議案第24号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
議案第25号 非農地証明書交付の件
議案第26号 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件
報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件
報告第46号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
報告第48号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件
報告第49号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、6番森畑委員、7番大前委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第22号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第22号「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(素案)について」でございます。

まずは活動計画等について、概要を説明させていただきます。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づき計画の策定等の手続きを行っております。具体的には、農業委員会は毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、また、年度末には、活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する法令業務(例えば農地転用や遊休農地対策などの業務です)や農地等の利用の集積、利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては、農業委員会の判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方、促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。

昨年、平成24年の3月、5月の西宮市農業委員会総会におきまして平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議決をいただきまして、西宮市ホームページにおいて公開しているところです。

今回、提案する本議案でございますが、この平成24年度の年度末にあたりますので、平成24年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価、促進等事務については、活動計画に対する活

動実績や達成状況の評価等を実施するものでございます。

当委員会の活動内容の点検・評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取します。

それでは資料についてご説明します。

【『平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）』について説明】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

（意見なし）

議 長

なければ、議案第 22 号「平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第 22 号につきましては、承認することといたします。

議 長

続きまして議案第 23 号「平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、説明させていただきます。まずは、議案書の 2 ページについてですが、議案第 23 号「平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について」でございます。

【『平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）』について説明】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

（意見なし）

議 長

なければ、議案第 23 号「平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第 23 号につきましては、承認することといたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第24号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第24号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

6番(森畑) 議案第24号の1についてご説明します。

申請農地は、市立山口小学校の東150mのところにあります。

譲渡人の さんは、高齢のため当該農地を耕作することがだんだん困難になり、この度、規模拡大を希望する方があらわれ、農地法第3条の申請により所有権を移転するものです。

譲受人は、上山口第1農会に所属しており、当該農地周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (意見なし)

議長 なければ、議案第24号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましてでは許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第24号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましてでは許可することにいたします。

議長 続きまして、議案第18号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の4ページについてですが、議案第25号「非農地証明書交付の件」1件でございます。併せて本日配布いたしました地図をご覧ください。

【議案25号を議案書をもとに朗読】

いずれの願出も、現況が非農地となつて20年以上経過しているものと

して願出添付書類から確認することができています。また、平成25年3月5日に坂口代理、大前委員、事務局により実施した現地調査及び地元委員である森畑委員の現地調査の結果により、農地に復元することが不可能であると判断したものです。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

次に地元委員の説明をお願いいたします。

6 番（森畑）

議案第25号についてご説明します。

申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、国道176号名来1丁目交差点の北、約200mのところにあります。

いずれも耕作されておらず、番号1はペットショップとその駐車場として、番号2は、NPO法人が運営する子供博物館として利用されています。

つきまして、当該申請については、交付しないのが妥当と考えます。

以上で地元委員の説明は終わります。

議 長

地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

（意見なし）

議 長

他になければ、議案第25号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付しないこととしてご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第25号につきましては、証明書を交付しないことといたします。

議 長

続きまして、議案第26号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、説明させていただきます。まずは、議案書の5ページについてですが、議案第26号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」でございます。本日配布させていただいております資料は、2点でございます。1点目が西宮市農業委員会事務取扱要領の改正案、2点目が要領の新旧対称表であります。説明は、新旧対称を中心にさせていただきます。

【議案26号を議案書及び、新旧対称表をもとに朗読】

今回の改正は、会長が特に必要と認めたものを農業委員会総会で報告できるようにすることで、農業委員会内での情報の共有を図る規定を設けたこと。また、市街化区域内農地における同要領第20条の規定に基づく届出の専決区分を農地転用の届出制に合せて事務局長とすること等で、事務を円滑に遂行するための規定を設けたことです。

議 長 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
【議案 26 号を議案書及び、新旧対称表をもとに朗読】
議 長 今回の改正は、2 点です。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
委員一同 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
議 長 (意見なし)
委員一同 なければ、議案第 26 号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」
議 長 につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
委員一同 (異議なし)
議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 26 号につきましては、承認することといたします。

議 長 これより報告案件に入ります。
まず、報告第 45 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第 45 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」で
ございますが、議案書 6 ページ 1 件でございます。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長
専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (なし)
議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 次に、報告第 46 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理
の件」を報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第 46 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」
でございますが、議案書 7 ページ 4 件でございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事
務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (なし)
議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第 47 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

報告第 47 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 8 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 48 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 48 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」でございますが、議案書 9 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

添付書類も含め、通知要件を満たしておりましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして報告第 49 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 49 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 10 ページ 5 件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第2

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】
[Redacted]		[Redacted]		農業委員会事務局 主事 立花 逸人
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由			該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式		該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、子、子の妻、子の子		
	・技術	50年間農業に従事しており、十分技術を有している。		
	・通作距離	0.5km(自宅周辺)		
	上記のことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。			該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。			該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：300日 子：300日 子の妻：90日 子の子：90日		該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・1,000㎡	取得前：3,344㎡ 取得後：3,634㎡		該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、また、今回は所有権の移転のため、転貸には該当しない。			該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし(現地調査より)		該当 しない
	・農業水利の阻害	なし(現地調査より)		
	・無農薬栽培等	なし(現地調査より)		
	・特定品目の生産阻害	なし(現地調査より)		
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。		
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成25年3月5日に農業委員、坂口代理、大前委員、森畑委員、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。			

